

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	那須町

那須町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 栃木県那須町役場農林振興課
所 在 地 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13
電 話 番 号 0287-72-6911
F A X 番 号 0287-72-1009
メールアドレス norin@town.nasu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、ツキノワグマ、カワウ、カルガモ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ゴイサギ、アオサギ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	那須町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	被害面積 444a 被害総額 5,704 千円
	飼料作物	被害面積 340a 被害総額 1,311 千円
ハクビシン	野菜	被害面積 5 a 被害総額 121 千円
カルガモ	稲	被害面積 28a 被害総額 360 千円
カラス類	稲	被害面積 40a 被害総額 513 千円
	果樹	被害面積 20a 被害金額 1,166 千円
	飼料作物	被害面積 26a 被害総額 100 千円
	野菜	被害面積 2a 被害総額 375 千円
サギ類	稲	被害面積 62a 被害総額 797 千円
合計		被害面積 967a 被害金額 10,447 千円

(2) 被害の傾向

イノシシは町内全域に生息し、春から秋にかけて農作物被害が発生している。
ハクビシンは町内全域に生息し、夏頃に農作物被害が発生している。
ツキノワグマは町内北部に生息し、夏から秋にかけて農作物被害が発生している。
カワウによる農林水産物被害の報告はされていないが、町内南部及び北東部において生息が確認されている。
カルガモは町内全域に生息し、春に農作物被害が発生している。
カラス類は町内全域に生息し、春から秋にかけて農作物被害が発生している。
サギ類は春から夏にかけて農作物被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

目標値は現状値から70%掛けし、四捨五入 ↓

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
----	------------	------------

イノシシ農業被害額	被害面積 784a 被害金額 7,015 千円	被害面積 549a 被害金額 4,911 千円
ハクビシン農業被害額	被害面積 5a 被害金額 121 千円	被害面積 4a 被害金額 84 千円
カルガモ農業被害額	被害面積 28a 被害金額 360 千円	被害面積 20a 被害金額 252 千円
カラス類農業被害額	被害面積 88a 被害金額 2,154 千円	被害面積 62a 被害金額 1,508 千円
サギ類農業被害額	被害面積 62a 被害金額 797 千円	被害面積 43a 被害金額 558 千円
合計	被害面積 967a 被害金額 10,447 千円	被害面積 678a 被害金額 7,313 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	栃木県猟友会那須北支部への捕獲の委託及び那須町鳥獣被害対策実施隊による捕獲	捕獲従事者（資格取得者）が高齢化及び減少の傾向にあることから、捕獲における負担軽減及び人員の確保が必要である。
	大型サルwana設置による捕獲	
	銃の購入補助金	
	狩猟免許取得補助金	捕獲従事者の育成。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵補助金	生産者の高齢化が進んでいるため、防護柵設置後の維持管理が懸念される。 有害鳥獣に対する知識の普及。
生息環境管理その他の取組	里山林の整備（平成 27 年度実施） 整備箇所 面積 六斗地 1.4ha 寄居 1.8ha	里山林未整備地域へ鳥獣が進入することによる被害発生が懸念される。

(5) 今後の取組方針

捕獲従事者の人員を確保するために、狩猟免許取得の推進を図る。
また、捕獲従事者の負担を軽減するために、地域、行政、捕獲従事者が連携を図り、より効果的な捕獲体制を整備する。有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、実施調査を行う。さらに地域が一体となり、侵入防止柵の設置、刈り払い等集落に寄せ付けない環境整備や住民の自営意識の向上を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は那須町鳥獣被害対策実施隊及び地元猟友会と連携し実施する。有識者や熟練者等を実施隊員とすることにより、捕獲効率の向上を図るとともに捕獲における事故を防止する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和 7～9 年度	全対象鳥獣	被害及び出没の情報集約を迅速に行い、随時那須町鳥獣被害対策実施隊員へ情報提供する。ニホンザル、イノシシ及びニホンジカの捕獲報償金制度を有効活用し、捕獲活動の促進を図る。
-----------	-------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、ニホンジカによる農作物被害が減少しているが、今後農林業被害が拡大する恐れがある。よって被害が拡大する前に防除対策を講じる必要があるため、年あたり 20 頭増の捕獲を計画する。 ニホンザルは、捕獲実績は減少傾向であるが、住宅区域等へ生息が拡大しており、農作物被害が増加する恐れがある。生活環境被害も発生しており、被害の拡大を防ぐため、一定数の捕獲を計画する。 イノシシは、豚熱の影響が徐々に収束し、生息数が増加すると見込まれることから、年あたり 50 頭増の捕獲を計画する。 ツキノワグマは令和 5 年度以降、年々目撃数が増加傾向にある。町内での人身被害も発生しているため、箱罠等による一定数の捕獲を計画する。 ハクビシンによる農作物被害は通年で発生している。今後の被害の拡大を防ぐため、一定数の捕獲を検討する。なお、アライグマが加害種となっている可能性もあるため、捕獲許可はアライグマも併せて発出する。被害者自らが捕獲できるように箱罠（小型獣用）の貸出しも行いつつ、処分の支援体制についても検討する。 カワウの捕獲実績数は、近年減少傾向であるが、今後農林水産物被害が発生する恐れがある。よって、被害が発生する前に防除対策を講じる必要があるため、カワウにおいては、一定数の捕獲を計画する。ただし、栃木県カワウ管理指針による捕獲数を超えないものとする。 カルガモの捕獲実績数はほぼ横ばいであるため、町内生息数も横ばいであると考えられる。よってカルガモにおいては一定数の捕獲を計画する。 カラス類は、捕獲数は横ばい傾向だが、今後住宅区域等へ生息が拡大する恐れがある。よって、カラス類は一定数の捕獲を計画する。 サギ類による農作物被害が発生するようになり、被害が拡大する前に防除対策を講じる必要があるため、一定数の捕獲を計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ニホンジカ	100 頭	120 頭	140 頭
ニホンザル	50 頭	60 頭	70 頭
イノシシ	300 頭	350 頭	400 頭
ツキノワグマ	5 頭	5 頭	5 頭
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
カワウ	100 羽	100 羽	100 羽
カルガモ	300 羽	300 羽	300 羽
カラス類	200 羽	200 羽	200 羽
サギ類	200 羽	200 羽	200 羽

捕獲等の取組内容
ニホンジカ、ニホンザル、イノシシについては、那須町鳥獣被害対策実施隊により、年間を通し町内全域において銃器及びわなによる有害捕獲を実施する。

カワウ、カルガモ、カラス類、サギ類については、猟友会に委託し、5月中旬から6月中旬（6日間）に町内全域(湯本地区を除く)において一斉捕獲を実施する。

ツキノワグマは、猟友会に委託し箱罠等による捕獲を実施する。

なお、上記の捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障を及ぼさないように配慮する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ニホンジカやツキノワグマ等の中大型獣の捕獲の際に、安全かつ速やかな捕獲を可能にするためライフル銃を使用する必要がある。また、大型のイノシシの止め差しの際も使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	許可権限移譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
全対象鳥獣	那須町野生鳥獣被害対策補助金により、町内に 10a 以上の農地を耕作する農作物生産販売者及び町内において営業しているレジャー施設等を対象に野生鳥獣防護柵の資材購入費を助成する。 （補助率：団体・法人２分の１以内）		

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
全対象鳥獣	新規設置者に対して、那須町鳥獣被害対策実施隊による必要な助言・指導等に取り組む。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

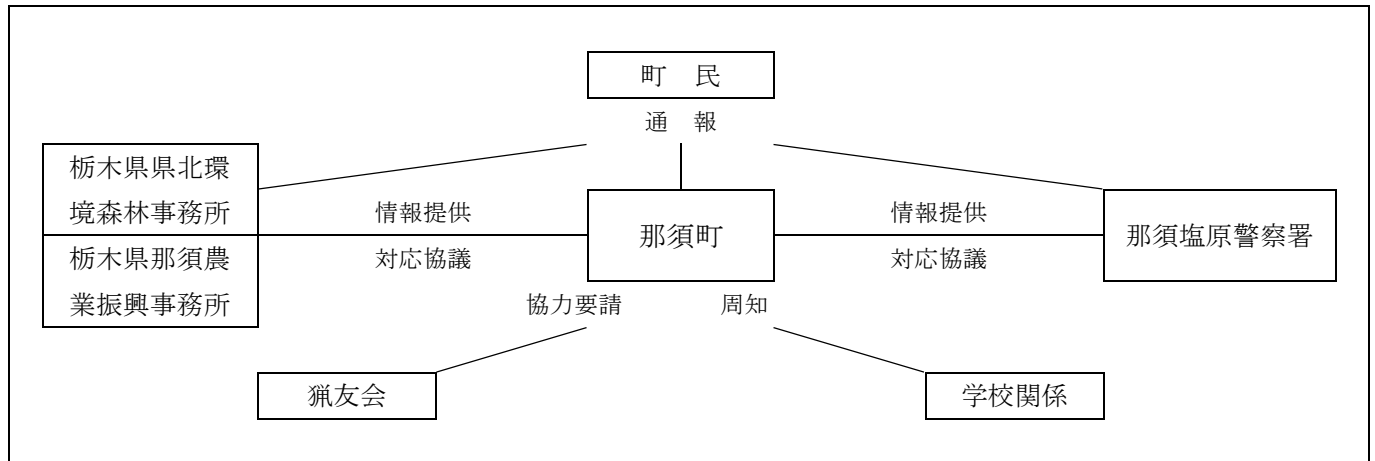
年度	対象鳥獣	取組内容
令和７～９年度	全対象鳥獣	住民の自衛意識向上を図るため、那須町鳥獣被害対策実施隊による被害対策指導等に取り組む。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栃木県	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導
栃木県警察本部	住民の安全確保
栃木県猟友会那須北支部	有害鳥獣の捕獲
那須町	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導及び那須町鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲
那須町教育委員会	学校への注意喚起及び児童生徒への安全対策

（２）緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処理を原則とし、やむを得ない場合においては埋却処理する。
イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者には周知徹底し、自家消費の自粛を促す。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	有害鳥獣によって捕獲された個体の一部を研究機関で放射性物質検査を行い、イノシシ・ニホンジカ肉の出荷制限解除のための基礎資料として活用する。

（２）処理加工施設の実施体制

—

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	那須町地域担い手育成総合支援協議会
構成機関の名称	役割
那須町農林振興課	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導
那須野農業協同組合	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する情報の提供
那須町農業委員会	遊休農地に関する情報や、農作物被害状況等の情報提供

栃木県農業共済組合那須北支所	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する情報の提供
酪農とちぎ農業協同組合那須高原支所	畜産に関わる被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する情報の提供
栃木県酪農業協同組合那須北支所	
那須箒根酪農業協同組合	
栃木県猟友会那須北支部	有害鳥獣の捕獲、生息情報に関する情報提供
栃木県県北環境森林事務所	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導
栃木県那須農業振興事務所	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県北地域鳥獣被害対策連絡会議	県北地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策
茨城栃木鳥獣害広域対策協議会	茨城・栃木両県の地域の鳥獣被害を防止するため、広域で緊密に連携して、広域的な管理対策について検討、実施する
県東地域ニホンジカ対策協議会	ニホンジカの生息域が県東地域へ拡大傾向にあるため、関係機関が連携し、生息域拡大及び被害発生の防止に関して協議する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 8 月設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

那須町地域担い手育成総合支援協議会及び町において、餌を与える行為や食物の放置の防止等、餌となるものの廃棄、鳥獣を寄せ付けない環境整備の指導及び野生鳥獣の生態や習性についての知識普及活動を実施する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

茨城栃木鳥獣被害広域対策協議会を通じて、栃木、茨城県境の隣接市町と連携し、広域的な管理対策について検討、実施する。 イノシシについては、町内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。
--